

副本

平成24年(ハ)第1224号 損害賠償請求事件

原 告 立花 孝志

被 告 野田 佳彦

準備書面(1)

平成24年10月22日

市川簡易裁判所民事2d係 御中

原 告

立花 孝志

電話 090-3350-0267

FAX 06-6224-7112



被告作成、平成24年10月4日付答弁書に対し、下記(あ)～(お)の通り反論する。

第一. 被告答弁書の本案前の答弁に対する反論

(一) 被告の主張1及びそれに対する原告の反論

1. 被侵害利益の漠然性(被告の主張)

原告は、「不安と不満を感じている」と主張するが、「不安」や「不満」などは、単なる原告の漠然とした感情に過ぎず、原告のいかなる権利、いかなる法的保護にあたる利益が侵害されたと主張するものなのか全く不明である。

仮に、このような漠然とした個人の「不安」「不安」を理由とする訴訟が適法であるとされれば、安易な訴えの乱発を招き、内閣総理大臣である被告の場合はもちろん、一般的な国民も過大な応訴の負担を強いられることになるとともに、裁判所における訴訟経済上も過大な負担となるため、訴権の濫用として不適法とされるべきである。

1-2. 被告の主張に対する原告の反論

(あ) 全て争う。まず、原告は漠然とした「不安」や「不満」を持っているのではない。

なぜならば、原告には小学生の子どももあり、『子ども手当』を受け取る権利がある。なお、『子ども手当』とは「月額子ども一人につき2万6千円を支給する」と言う、被告が原告をはじめとする国民に約束したマニフェストの一つである。

また、原告は、自動車を運転する機会が多く、高速道路の利用も多い。したがって、被告が「高速道路の料金を無料化する」と約束したにもかかわらず、それを実現させていなければ、高速道路の料金を支払うという直接的な被害を受けている。

また、高速道路料金はあらゆる食品や製品の流通経費に上乗せされている為、原告は間接的な被害も受けているといえる。

さらに、被告が主張する「消費税の税率引き上げ」は、明らかに原告の経済的負担を増大させる行為である。

したがって、原告の侵害された利益を漠然としたものにすぎないとする被告の主張は失当である。

なお、本件訴えを安易な訴えであるとする被告の主張に対しては、後述する（え）の通り反論する。

これは推測ではあるが、被告作成の答弁書2ページ目の5行目【「不安」「不安】は【「不安」や「不満」】であると思われる。

（二）被告の主張2及びそれに対する原告の反論

2. 自己団利益目的（被告の主張）

原告は「立花孝志ひとり放送局」と題してY o u T u b eで「テレビや新聞や雑誌に載っていない情報を皆さんにお届けします」として、多数の動画を配信するとともに（原告自身、訴状「請求の原因」第三で記載している「野田総理と民主党に謀反を起こしました」と題する動画もその1つである。），当該動画と同一画面上にて、「ご賛同いただける方（日本国籍の個人のみ、法人会社は受け付けません）は、ご寄付【カンペ】をお願いします」などと記載し寄付金の募集を行っているところ（乙1），内閣総理大臣である被告を提訴したことを当該動画にて公開することにより、当該動画の閲覧件数を伸ばし、また、それによる寄付金の増加を図ろうとしていることは明白である。

また、内閣総理大臣である被告を提訴したことを当該動画等にて公開することにより、視聴者の注目を集め、被告の名を広く知らしめることになるといえる。

したがって、原告は、専ら自己の動画の閲覧件数や寄付金の増加、あるいは自己の売名のために、本訴訟を提起したことは明らかであり民事訴訟制度の悪用といえる。

2-2. 被告の主張に対する原告の反論

（い）原告は『立花孝志ひとり放送局』を運営し、寄付金の募集を行っていることは認めると、その余は全て争う。

まず、前提として、平成21年におこなわれた衆議院総選挙前の原告と被告の関係は「立花孝志ひとり放送局」の番組中で紹介している通り、民主党公認候補者と、候補者を支援するボランティアであった。

なお、当該動画において、原告は、被告の街頭演説中に、大阪府堺市内の有権者に対して、被告が作成したマニフェストを配布している。なお、原告は、被告の街頭演説の内容を信じ、家族や友人や仕事仲間などに対して、原告が推薦した民主党候補者に投票するよう積極的に働きかけた。

その結果、働きかけに応じた友人などから、「子ども手当は約束通りにもらえたなかったじゃないか」や「高速道路料金は無料化どころか逆に値上がりしているじゃないか」や「上げないはずだった消費税を上げるって言っているじゃないか」等々の苦情により、原告の名誉及び社会的信用が著しく傷つけられることになった。

このように、被告の言葉を信じて被告の政治活動に協力した原告に対し、被告は著しい迷惑をかけているのだから、それに対する慰謝料を請求する本訴訟の提起はむしろ当然の権利であって、自己図利目的とはいえない。

それどころか、被告を信じた原告、ひいては国民との約束を破つただけにとどまらず、本訴訟を『民事訴訟制度の悪用』などと言い切る被告の無責任さには激しい憤りを覚える。

これは推測ではあるが、被告作成の答弁書2ページ目の下から5行目【被告の名を広く知らしめる】は【原告の名を広く知らしめる】であると思われる。

(三) 被告の主張3及びそれに対する原告の反論

3. まとめ(被告の主張)

以上のように、本件訴訟は、民事訴訟制度を悪用したものであり、信義則に反する訴えであるから、訴権の濫用(訴えの利益がない)として速やかに不適法却下されるべきである。

3-2. 被告の主張に対する原告の反論

(う) 全て争う。上記、(あ)及び(い)で反論した通り、また、下記(え)及び(お)で反論する通り、本件訴訟を訴権の乱用と主張する被告の言い分には理由がない。

第二. 被告答弁書の本案の答弁に対する反論

一. 被告の主張2及びそれに対する原告の反論

第2 本案の答弁(被告の主張)

(請求の趣旨に対する答弁)

1 原告からの請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

(請求の原因に対する答弁) (被告の主張)

本案前の答弁で述べたように、本訴訟において、原告が、原告のいかなる権利、いかなる法的保護にあたる利益が侵害されたと主張するものなのか全く不明である。したがって、仮に訴えの利益がないとはいえないとしても、原告の請求に理由のないことは明らかであるから速やかに棄却されるべきである。

1-2. 被告の主張に対する原告の反論

(う) 全て争う。上記、(あ) (い) で反論した通り、また、下記(え)で反論する通り、本件訴訟における原告の請求に理由がないとする被告の言い分には理由がない。

(え) 我々の選んだ国会議員が、マニフェストの実現に向けて努力しないばかりか、むしろマニフェストに書いていない消費税率の引き上げを実現しようとしていることは、明らかなルール違反である。そして、立法府や内閣が信用できなくなった以上、原告をはじめとする一般国民は、司法の救済を求めるほかない。したがって、原告が、憲法第32条に基づいて裁判を受けることは当然認められるべきものである。

第三. 最後に

(お) なお、最後に、原告が、国や民主党という(法人)ではなく、被告個人に対して損害賠償等を請求している理由について補足しておく。もちろん、訴状の請求の原因第五において述べた通り、国や民主党は、税金を使って運営されているため、国や民主党から損害賠償金等を受領しても、広く浅くではあるが原告や全国の納税者の負担としてはねかえつくるからというのも理由の一つである。

しかしながら、原告には、一度は被告を信じた者の一人として、一個人である被告自身に対し、もう一度選挙前の被告自身の発言に責任を持ってもらいたいという気持ちも強いということも、念のために付け加えておく。

以上